

航空機関連産業雇用創造・クラスター拡充事業（技術講習会、専門個別研修、相談支援）  
委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

航空機関連産業雇用創造・クラスター拡充事業（技術講習会、専門個別研修、相談支援）委託業務

2 業務の目的

本事業は、今後大きく需要拡大が見込まれる成長産業である航空機関連産業へのデジタル技術等を活用した道内企業の事業転換や経営多角化に向け、企業の従業員向けの技術講習会、認証取得や技術的な課題解決等のための専門家派遣や相談支援を実施する。

こうした人材育成支援等を行うことにより、経営者のさらなる意欲喚起を図り、道内ものづくり産業全体の競争力の底上げにつなげ、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

注) 「正社員」とは、非正規雇用者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同じの賃金制度が適用されていない労働者を指す。）を除いた労働者を指す（この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。）。

注) 「良質で安定的な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件（就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が20万2,500円以上であることかつ、月平均所定外労働時間が20時間以下であること。）を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

3 委託業務の内容

航空機関連産業において必要な認証取得や人材育成等に係る業務を委託することとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 技術講習会の開催及び運営

航空機関連産業への経営多角化や安定受注を目指す企業に対し、航空機部品の製造に必要な生産管理や加工設計技術等に関する講習会を開催する。

ア 開催回数：3回

イ 開催場所：道央

ウ 開催内容：技術講座の開催趣旨を理解した上で、効果的な内容・会場について企画を行った上、実施すること。

（会場の選定基準）スクール形式で20名以上収容できること。

エ 参集範囲：航空機関連産業への新規参入を目指す企業など、7名以上

オ 募集方法：ターゲティングメール、WEB申込、DM等、効果的な募集方法とし、配信・配布件数は、200通以上とすること。

また、募集用のチラシ（電子媒体）を作成すること。

カ アンケート：参加者を対象にアンケート調査（満足度、関心事項等）を行い、その結果を取りまとめること。

## (2) 専門個別研修（認証取得等の支援）

航空機関連産業への経営多角化にあたり大きな障壁となっている、JISQ9100 や Nadcap などの認証取得や技術的な課題解決を図るために、専門家を委嘱し、技術的な観点からの問題・課題の洗い出しを行い、解決に向けて効果的な指導・助言を実施する。

ア 対象：航空機関連産業への経営多角化や取引拡大を目指す企業 2社以上

イ 場所：企業の事務所または工場所在地等

※助言を受ける企業にとって最も効果的な日程・方法で行うこと。

※道内企業への聞き取りを行った上で、道と協議のもと対象企業を決定すること。

ウ 募集方法：電話や訪問等により企業の認証取得予定の聞き取りを行い本制度の周知を行うこと。また、(3) 相談支援において企業の認証取得意向を含む動向把握に努め、道と情報共有を行うこと。

エ 道内企業の保有する加工技術等を勘案した上で、最も効果的な助言を行うことが出来る専門家を派遣すること。

## (3) 相談支援の実施

企業訪問によりヒアリングを実施し、航空機関連産業への事業転換や経営多角化等に向け、自社課題の見える化や、航空機関連産業における品質管理の水準に対応するための生産工程のデジタル化、業界特性や道外企業の動向に関する知識不足などの課題を抱える道内企業に適切なアドバイス等を行うこと。

ア 対象：航空機関連産業への事業転換や経営多角化等に関心のある道内企業

イ 訪問数：業務担当者 20社以上、専門家 5社以上

ウ 企業訪問は主に業務担当者が行い、より専門的な知見が必要な状況にあつては専門家を招聘すること。

エ 企業の状況に応じ各種支援制度（航空機関連産業外部研修補助金、専門個別研修、技術講習会、セミナー等）を紹介すること。

オ 訪問企業からの聞き取り内容をヒアリングシートにまとめ、事業実施報告書に添付すること。

また、相談支援の成果を高めるため、航空機関連産業での必要条件（加工技術、品質管理技術等）や発注ニーズ等について道外企業への現地訪問によるヒアリングを実施し、道内企業へ情報提供を行う際の基礎情報とすること。

※ 道内企業へ情報提供するにあたり最も効果的な地域・相手方や、将来的に道内企業との連携可能性のある相手方を訪問先とすること。

※ (1)～(3)の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

また、企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、仕様書の記載事項に沿った内容で提案すること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

(企画提案時点で会場の仮押さえ、講演者・専門家のアポイント等は必要としない。)

※本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

(4) 事業実施報告書の提出

上記(1)～(3)の業務に関する報告書：紙媒体1部及び電子媒体1部

※写真・チラシ・講演資料など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和6年(2024年)2月27日(火)

#### 4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)2月27日(火)まで

(3) その他 本業務は委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

注) 本業務は、令和5年度の国の補助金の交付決定(国庫補助内示)前の準備行為として行うものであり、交付決定(国庫補助内示)日や国における交付(内示)額の変更などにより、委託業務の実施の中止又は期間や業務の内容、委託料の変更があり得る。なお、交付(内示)額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲で委託契約を締結する。

#### 5 企画提案及び評価の項目

| 提案項目及び評価項目 |  |
|------------|--|
| 1 実施体制     | ①実施体制・役割等                                      |
| 2 実施手法     | ①業務処理工程表・経費積算                                  |
| 3 実施方策     | ①技術講習会の開催及び運営<br>②認証取得等の支援(専門個別研修)<br>③相談支援の実施 |
| 4 実績       | ①過去の実績   |
| 5 追加提案     | ①追加提案  |

(1) 記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

#### 6 提案にあたっての留意事項

(1) 原則として委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)に充てること。

(2) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施すると

ともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

ア アウトプット目標：支援事業主数 20社以上

イ アウトカム目標：良質な雇用による正社員就職者等 10名以上

注) 良質な雇用による正社員就職者等

正社員等として雇用された者、支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者で、所定内給与

額1ヶ月当たり平均額が20万2,500円以上、月平均所定外労働時間が20時間以下となる者

- (3) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。また、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

## 7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を持つものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 8 入札参加資格審査申請書等の提出

- (1) 提出書類 入札参加資格審査申請書、添付資料
- (2) 様式 入札参加資格審査申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 入札参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和5年（2023年）5月10日（水）17時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月10日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

## 10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先  
郵便番号 060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)  
北海道経済部産業振興局産業振興課 宇宙航空産業担当(担当: 氣境、山本)  
電話 011-204-5127 FAX 011-232-2139  
電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp  
※@の前は数字の「1」です。